

令和4年(行ウ)第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

準備書面(3)

令和4年10月19日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 崎山 敬太

第1 第4回口頭弁論期日における求釈明に関して

1 被告準備書面(2)第2の3(4)について

同第5段落は、実際に原告の共同代表者らから九州大学に対し質問等が寄せられたことを主張することで、被告が現在予定している調査先が公になることがあれば、その調査先に対しても、多数の連絡がなされるおそれがあることは、抽象的なおそれではなく、具体的なおそれといえることを明らかにするため主張したものである。

続く第6段落における被告が本件人骨に関する資料を有しているとの情報を得ている調査先というのは、九州大学を指すように読めるとの指摘を受けたが、九州大学と特定する趣旨ではない。ここでいう調査先は本件不開示部分(2)-1記載の研究機関名等調査先である。

そして、第7段落における調査先というのも本件不開示部分(2)-1に記載されている研究機関名等調査先である。

2 被告準備書面(2)第2の4(1)について

同第3段落の「また、現時点の情報を公表した場合」から始まる文は、以下のとおり補充する。

また、被告が、現時点の情報（移管台帳記載の情報）を公表した場合、その情報（移管台帳記載の情報）に接した県民等において、あたかもその情報が真実であるかのように認識されることとなる。そうすると、その後、被告の調査研究の結果、その情報が誤っていたと判明した際、先に開示された情報が真実は誤っていたとされることにより相応の混乱を招くこととなる。

また、被告が、現時点の情報（移管台帳記載の情報）を公表した場合、移管台帳は、被告が作成したものではなく、被告は移管台帳記載の情報の根拠資料等も所持していないことから、その情報に接した県民等から、移管台帳に記載された情報の説明を求められたとしても、被告が対応することができない状況になることが想定できる。その結果、被告の調査研究の結果明らかになった情報への修正についても困難を伴うこととなり、被告のその後の研究にも支障を来す。

3 準備書面(2)第2の4(2)について

同第3段落、第1文にある利害関係者とは、原告を含めた本件人骨に利害関係があると主張する者のことを指す。

第2 原告令和4年10月5日付け求釈明申立書に対する主張

1 同第1について

被告が、移管台帳の標目欄、移管台帳左欄の本件人骨の番号、移管台帳右欄の本件人骨の性別を開示する旨の変更決定を行うこととした理由は、争点整理のためである。

変更決定の予定は令和4年10月26日で、開示文書は複写料等の受領確認後、速やかに送付する。

2 同第2について

移管台帳を作成したのは国立台湾大学医学院である。具体的な作成者の氏名は被告において把握していない。

以上